

▼INDEX

- 1 豪華賞品があたる！「大証・東証 ETF 入門クイズ」のご案内
- 2 ラジオ NIKKEI「IR サプリ」1月放送予定のご案内
- 3 新着アナリストレポートのご案内
- 4 上場会社動画配信情報
- 5 証券取引等監視委員会コラム

---

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の5を抜粋しております。

---

5 証券取引等監視委員会コラム

---

風説の流布・偽計等について

今回は、風説の流布・偽計等について説明したいと思います。

風説の流布・偽計で課徴金の納付命令を勧告したことはありませんが、偽計で刑事告発した事案は、平成23年度が4件など件数が多くなっています。

1. 概要

金融商品取引法第158条は、何人も、

- ・有価証券の募集・売出し・売買その他の取引やデリバティブ取引等のため、又は
- ・有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、

(1)風説を流布し、(2)偽計を用い、又は(3)暴行・脅迫をしてはならないと定めています。

2. 事例

(1) 風説の流布

「大盛工業株券に係る風説の流布事件」（平成19年10月30日告発）では、犯則嫌疑者は、(株)大盛工業の株券について、その売買等の取引のため及びその株価の上昇維持を図る目的をもって、真実は、同子会社である(株)ジャパンメディアネットワークにおいて、携帯電話の通話料金を月額4,500円程度に定額・固定化するサービスを開始させられる見込みがないことを知りながら、同子会社社員らをして、「月額固定料金で携帯電話が使い放題となるサービスをスタートする」などの旨を記載した文書を記者多数に配布させるとともに、同旨の文書をインターネットで閲覧可能な同子会社のホームページに掲載させるなどし、風説を流布しました。

(2) 偽計

偽計で刑事告発した事案の態様はさまざまです。

例えば、「株式会社 NESTAGE 関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件」（平成 23 年 8 月 2 日告発）では、ジャスダック上場の(株)NESTAGE（犯則嫌疑法人）が、平成 22 年 2 月期決算において、前期に続いて債務超過になり上場廃止基準に抵触するおそれがあったことなどから、犯則嫌疑者 7 名が、クロスビズ(株)を引受人として、過大評価した不動産の現物出資により第三者割当増資を行って債務超過を解消するとともに、(株)NESTAGE の株価をつり上げることを企てました。そして、共謀の上、同社の株券発行と株価つり上げを目的として、真実は、現物出資する土地・建物 3 物件が株式払込金額 12 億円に相当する価値がないにもかかわらず、その鑑定評価額が合計 13 億円である旨の鑑定評価書を作成するなどした上、TDnet で「(株)NESTAGE の取締役会が、クロスビズ(株)を割当先として、土地・建物 3 物件の現物出資により発行価額総額 12 億円の A 種優先株式を発行することを決議した」旨を公表した際に、上記 3 物件について、「株式払込金額 12 億円に相当する現物出資財産として適正な鑑定評価等を受けている」など虚偽の内容を含む公表を行い、偽計を用いました。この事案は、過大評価した不動産の現物出資を用いた不正ファイナンスについて、偽計を適用し、刑事告発した初めての事案です。

また、「株式会社セラータムテクノロジー株券に係る偽計事件」（平成 24 年 3 月 26 日告発）では、犯則嫌疑者兩名は、(株)セラータムテクノロジー（犯則嫌疑法人）の浮動株時価総額が過少で上場廃止基準に抵触するおそれがあったことから、中国に本店を置く北京誠信能環科技有限公司（以下「北京誠信」という。）との間で実質的に株式交換を行うなどして、北京誠信を実質的に完全子会社化し、犯則嫌疑法人の株価の上昇を図ろうと目論みました。しかし、同スキームが北京誠信の「裏口上場」とみなされ、上場廃止基準に抵触することを危惧したため、今度は、犯則嫌疑法人が新たに調達する資金で北京誠信を買収して実質的に完全子会社化したかのように偽装するスキームを企てました。すなわち、犯則嫌疑者兩名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の株価の上昇を図る目的で、真実は、犯則嫌疑法人が実質的に株式交換を行うなどして北京誠信を実質的に完全子会社化するスキームであったにもかかわらず、その実態を隠し、犯則嫌疑法人の自己資金 7 億 5,000 万円を関係会社 A、関係会社 B 及び犯則嫌疑法人の 3 社間で 2 回循環させる方法により、犯則嫌疑法人が関係会社 B を割当先とする第三者割当増資によって調達した約 15 億円の資金で関係会社 A 等を介して北京誠信を買収したかのように偽装しました。加えて、TDnet で「犯則嫌疑法人の取締役会が、関係会社 B を割当先とする第三者割当増資を実施して約 15 億円の資金を調達し、その調達資金全てを北京誠信を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した」旨の虚偽の事実を公表し、さらに、「犯則嫌疑法人において前記第三者割当増資に係る約 15 億円の払込手続が完了し、これにより北京誠信の実質的な完全子会社化が実現できることとなった」旨の虚偽の事実を公表し、もって、有価証券の相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いました。

### (3) 暴行又は脅迫の禁止

「株式会社ドン・キホーテ店舗への放火による相場変動目的暴行・脅迫事件」（平成 20 年 11 月 26 日告発）では、犯則嫌疑者は、(株)ドン・キホーテの株式につい

て、あらかじめ信用取引によって同株を売却しておき、同社店舗の安全性に対する不安を煽るなどして株価を下落させた上、同株を安値で買い戻して利益を得るため、

(i) 営業中のドン・キホーテ営業店に放火し、床・陳列棚等に火を燃え上がらせ、もって有価証券等の相場の変動を図る目的をもって暴行し、

(ii) ファックスで新聞社あてに「ドン・キホーテへの制裁はまだ続きます・・・ドン・キホーテへの抗議として捉えていただきたい。7/5（土）県内において二度目の制裁を行う。」などと記載した文書を送信し、同社の財産、信用等に危害を加える旨を同社に告知し、もって有価証券等の相場の変動を図る目的をもって同社を脅迫しました。

### 3. 刑事罰

金商法 158 条に違反して風説の流布・偽計等を行った者は、刑事罰として、10 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されま  
す（金商法第 197 条第 1 項第 5 号）。

財産上の利益を得る目的で、風説の流布・偽計等の罪を犯して有価証券等の相場  
を変動させるなどし、その変動させるなどした相場により当該有価証券等の売買等  
を行った者は、10 年以下の懲役及び 3,000 万円以下の罰金に処せられます（金商  
法第 197 条第 2 項）。

また、風説の流布・偽計等の罪の犯罪行為により得た財産は、没収（没収できな  
いときは、その価額を追徴）されます（金商法第 198 条の 2）。

さらに、法人の役職員が、その業務・財産に関し違反行為をしたときは、その法  
人に対しても 7 億円以下の罰金刑を科す両罰規定が置かれています（金商法第 207 条）。

### 4. 課徴金

一方、行政処分としては、(1) 風説を流布し、又は、(2) 偽計を用い、その違反行  
為により有価証券等の価格に影響を与えた場合に、課徴金の国庫納付命令を行うこ  
ととなります（金商法第 173 条）。なお、(3) 暴行・脅迫の禁止については、課徴金  
の対象とされていません。

課徴金額の計算は、基本的に次のとおりです。

(i) 違反行為期間における有価証券の売付数量が買付数量を超える場合は、

イ) 当該超える数量に係る有価証券の売付価額（最も遅い時期に行われた売付け等  
から割り当てます）から

ロ) (当該違反行為の終了後 1 月間の当該有価証券の最低価格) × (当該超える数量)  
を控除した額が課徴金の額となります。

(ii) 違反行為期間における有価証券の買付数量が売付数量を超える場合は、

イ) (当該違反行為の終了後 1 月間の当該有価証券の最高価格) × (当該超える数  
量) から

ロ) 当該超える数量に係る有価証券の買付価額（最も遅い時期に行われた買付け等  
から割り当てます）

を控除した額が課徴金額となります。

\*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

---

☆著者紹介 河野 一郎

大阪府出身 1985年京都大学経済学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会事務局、監督局勤務を経て、2011年検査局総務課長、2012年8月より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)。

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を掲載したメールマガジンを配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>